

長寿(後期高齢者)医療制度のお知らせ

I. 平成20年度の保険料軽減割合が拡大しました。

千葉県後期高齢者医療広域連合では、政府・与党決定(平成20年6月12日)に基づき、下記の方に対し、保険料の軽減割合を拡大しました。

- 平成20年度の均等割額が、7割軽減されている世帯の方は
⇒ ⇒ ⇒ 均等割額を一律32,000円(8.5割軽減)軽減しました。
- 平成20年度の「賦課のもととなる所得金額」が58万円以下の方は
⇒ ⇒ ⇒ 所得割額を一律5割軽減しました。

※上記は、平成20年度の軽減であり、平成21年度については対象となる方や軽減割合が変わります。

上記の軽減に該当する方は、下記のア、イに該当する方ですので、ご確認ください。

後期高齢者医療保険料額変更決定通知書

※平成20年度分の後期高齢者医療保険料額を次のとおり変更しましたので通知します。

被保険者氏名	××× ×××	被保険者番号	××××××××
決定年月日	平成20年 8月 8日	決定理由	所得の変更により変更しました
平成20年度分の後期高齢者医療保険料額		××××× 円	

保険料算定の基礎

	①賦課のもととなる所得金額	②所得割率	③所得割額 ①×②	④均等割額	⑤算出額 ③+④
変更前	××××××	×××	××××	37,400	×××××
変更後	××××××	×××	××××	37,400	×××××

	⑥限度超過額	⑦軽減額	⑧年保険料額 ⑤-⑥-⑦	月数	⑨月割減額	⑩保険料額 ⑧+⑨-⑩-⑬
変更前	ア ××	26,180	×××××	××	××	×××××
変更後	××	イ 32,000	×××××	××	××	×××××

- ア 変更後の「①賦課のもととなる所得金額」が58万円以下の方
- イ 変更前の「⑦軽減額」が26,180円(④均等割額×7/10)の方
- ウ 今回の変更決定理由は、「保険料軽減割合の拡大」によるものですが、「決定理由」欄には、電算システムの都合上「所得の変更により変更しました」と、表示されておりますのでご了承ください。

8月8日(金)に開催された千葉県後期高齢者医療広域連合臨時議会において低所得の方に対する保険料軽減割合の拡大が決定いたしました。すでに平成20年度後期高齢者医療保険料の決定通知は皆様のお手元へお送りしてありますが、今回の決定に基づき、上記ア・イのいずれかに該当する方につきましては、保険料がさらに軽減されますので、対象者のもとへ8月下旬以降に保険料額決定通知をお送りします。

II. 保険料の普通徴収に係る対象範囲が拡大しました。

長寿(後期高齢者)医療制度の保険料について、本年4月より年金からお支払いいただいている方、または、本年10月より年金からお支払いいただく予定となっている方のうち、次のいずれかの要件を満たす方は、申請により保険料を口座振替でお支払いいただくことが可能となりました。

1) 要件

- ①国民健康保険税を確実に納付していた本人の口座振替により納付する場合
- ②年金収入が180万円未満の方で、世帯主または配偶者がおり、その世帯主または配偶者の口座振替により納付する場合

2) 保険料の口座振替が可能な金融機関

- ①千葉銀行 ②房総信用組合 ③京葉銀行 ④長生農協 ⑤郵便局(ゆうちょ銀行)

3) お申込方法

口座振替による保険料の納付を申請される方は、一宮町役場住民課へお問合せ下さい。

※申請した時期によって口座振替が始まる時期が異なりますのでご注意ください。

ご不明な点がある場合は下記へお問合せください。

【問い合わせ先】 一宮町住民課 ☎42-1423 千葉県後期高齢者医療広域連合資格保険料課 ☎043-308-6768